

法人名 (財)山梨県農業振興公社

【法人の概要】

代表者名	理事長 笹本英一		所管部(局)課	農政部農村振興課	
所在地	甲府市宝一丁目21番20号		電話番号	055-232-2760, 055-223-5747	
ホームページURL	http://www.y-nk.jp/		E-mailアドレス	kousya@y-nk.jp	
資本金(基本財産)	807,111	千円	設立年月日	昭和47年4月1日	
主な出資者	出資順位	出資者名		出資額	出資比率
	1	山梨県		600,000 千円	74.3 %
	2	農業関係団体		100,510 千円	12.5 %
	3	市町村		100,000 千円	12.4 %
	4	寄付金等		6,601 千円	0.8 %
	5			千円	0.0 %
	6			千円	0.0 %
	7			千円	0.0 %
	8			千円	0.0 %
	9			千円	0.0 %
	10			千円	0.0 %
その他	団体(者)		千円	0.0 %	
設立経緯概況等	当社は、農地の権利移動に介入し、農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するため、農業経営基盤促進法に基づき設置された県農地保有合理化法人である。昭和47年に「(財)山梨県農地開発公社」として設立され、H6年には現名称に変更した。「フラワーセンター」、「花き促進センター」の管理業務をそれぞれ平成10年度及び14年度に受託したが、平成17年度で終了した。また、H13年度に「(社)山梨県農業後継者育成基金協会」を統合し、農業後継者の育成確保の業務を行っている。その後、就農支援のワンストップ窓口として平成19年7月「山梨県就農支援センター」を開設し、就農希望者のニーズに対応できる体制の整備を図っている。				

【主要事業の概要】

事業名	内容	事業費(単位:千円)		
		H18年度	H19年度	H20年度
事業1	農地保有合理化事業 農業経営の規模拡大や農地の集団化を進めるための農地の売買・貸借事業	759,078	291,295	217,945
事業2	担い手対策事業 新規就農者等への就農相談活動等をはじめ、就農支援資金の貸付、県民に対する農業啓発を行う。	18,049	14,366	18,086
事業3				

【組織】

年度	平成19年度					平成20年度					平成21年度				
	職プロパー 員	派遣 兼務 員	県 職 員 OB	県 OB	そ の 他	職プロパー 員	派遣 兼務 員	県 職 員 OB	県 OB	そ の 他	職プロパー 員	派遣 兼務 員	県 職 員 OB	県 OB	そ の 他
4月1日現在の人員															
役員	理事(常勤)	0				0					0				
	理事(非常勤)	17		4	13	12		4		8	12		4		8
	監事(常勤)	0				0					0				
	監事(非常勤)	2		1	1	2		1		1	2				2
	評議員	23		3	20	12		2		10	12		2		10
計	42	0	8	0	34	26	0	7	0	19	26	0	6	0	20
職員	管理職	3	1	2		3	1	2			3	1	2		
	一般職員	2	2			2	2				2	2			
	臨時職員	1			1	1				1	1				1
	非常勤職員	0				2			2		2			2	
計	6	3	2	0	1	8	3	2	2	1	8	3	2	2	1
プロパー職員の年齢構成 (H22. 4. 1現在)	年齢	~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61歳以上	合計			平均年齢	平均年収			
	男性			1		1		2					(千円)		
	女性					1		1					(千円)		
	合計	0	0	1	0	2	0	3	役員 常勤			48.6	6,438		

【経営の状況】

(単位:千円)

項 目		18年度	19年度	20年度	増減(20-19)
正味財産の状況	基本財産運用益	9,936	10,274	10,791	517
	受取会費				0
	受取寄付金				0
	受託事業収益	11,529	13,577	14,185	608
	自主事業収益	222,304	225,371	129,114	△ 96,257
	受取補助金等	44,799	76,580	69,042	△ 7,538
	雑収益	5,533	3,758	1,199	△ 2,559
	経常収入 計	294,101	329,560	224,331	△ 105,229
	事業費	228,359	295,404	220,357	△ 75,047
	うち人件費	50,827	45,347	44,581	
	管理費	25,833	8,876	15,674	6,798
	うち人件費	17,731	6,472	12,419	
	経常支出 計	254,192	304,280	236,031	
	当期経常増減額	39,909	25,280	△ 11,700	△ 36,980
	経常外収入		151	9,759	9,608
	経常外支出		318	1,163	845
	当期経常外増減額	0	△ 167	8,596	8,763
当期正味財産増減額	39,909	25,511	△ 3,253	△ 28,764	
正味財産期首残高	598,863	638,772	664,283		
正味財産期末残高	638,772	664,283	661,030	△ 3,253	

(単位:千円)

項 目		18年度	19年度	20年度	増減(20-19)
財務状況	流動資産	440,228	210,550	117,194	△ 93,356
	固定資産	883,237	858,860	884,971	26,111
	資産 計	1,323,465	1,069,410	1,002,165	△ 67,245
	流動負債	451,631	239,092	209,399	△ 29,693
	うち短期借入金	400,000	225,481	199,110	△ 26,371
	固定負債	233,062	166,035	131,735	△ 34,300
	うち長期借入金	160,065	117,650	88,400	△ 29,250
	負債 計	684,693	405,127	341,134	△ 63,993
	正味財産	638,772	664,283	661,031	△ 3,252
	うち基本財産への充当額	636,770	648,392	659,025	
うち特定資産への充当額	2,002	2,006	2,006		

(単位:千円)

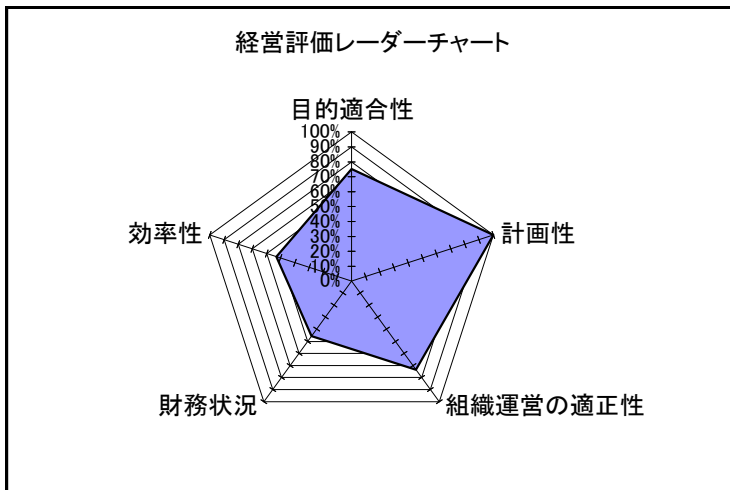
項 目		18年度	19年度	20年度	増減(20-19)
県の財政的関与の状況	負担金				0
	人件費(派遣法)補助金	29,759	20,396	20,902	506
	人件費(派遣法以外)補助金	1,872	2,167	2,167	0
	人件費以外の補助金				0
	運営費補助金	31,631	22,563	23,069	506
	事業費補助金	10,324	11,942	12,241	299
	補助金 計	41,955	34,505	35,310	805
	人件費(派遣法)委託金				0
	人件費(派遣法以外)委託金				0
	人件費以外の委託金				0
	委託金 計	0	0	0	0
	県支出金 計	41,955	34,505	35,310	805
	県の財政的関与の割合(%)	14.3	10.5	15.7	5
県貸付金残高	400,000			0	
県債務負担実際残高	472,805	261,337	213,908	△ 47,429	

【県の財政的関与の内容・目的】

項目	内容・目的
補助金(運営費)	公社経営の安定のため、県派遣職員の経費や農地合理化事業を推進するためのスペシャリストの人件費への助成
補助金(事業費)	農地保有合理化事業の推進のための助成、および就農支援に係る担い手育成対策事業への助成
委託金	
債務負担行為	農地の買入れなど農地保有合理化事業の推進にあたり必要な経費を金融機関等から借入れする際の債務負担

【自己評価・評点集計】:(経営評価算出表により、法人自らが評価した結果を記入)

評価の視点	評価ポイント	評価項目数	満点	評点	得点率
目的適合性	出資法人が当初の設立目的あるいは公益目的と適合した業務を行っているかを問う視点	5	20	15	75.0%
計画性	出資法人が長期的ビジョンを持って計画的に事業運営に取り組んでいるかを問う視点	5	20	20	100.0%
組織運営の適正性	組織・人事・財務等の内部管理体制が適切に整備、運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかを問う視点	4	15	11	73.3%
財務状況	出資法人の経営の安全性や収益性を問う視点	11	44	20	45.5%
効率性	出資法人の組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているかを問う視点	8	32	17	53.1%
合計		33	131	83	63.4%



【警戒指標】

・流動比率

【出資法人の自己評価】:(各評価の視点毎に、法人自らによる分析・検証の結果及び対応策を記入)

目的適合性	農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業及び就農促進法に基づく担い手対策事業等の業務を実施し、設立目的に適合している。
計画性	経営計画に基づき改善を実施し、また毎年度、事業計画を定め目標を設定し、定期的に進捗状況を確認する等、計画的な事業実施に努めている。
組織運営の適正性	平成16年度～18年度で計3名のプロパー職員の削減を図り、組織運営の適正化を図っている。また、財務情報などをHPで情報公開している。
財務状況	県からの短期貸付金を受ける中で、平成20年度長期保有農地の売却(3.5ha)や農地保有合理化事業等の事業量の拡大に努めるほか、手数料の見直しによる収入確保や職員給与の削減、事務所移転、コピー機や電話回線の削減等管理運営経費の縮減を図ってきたが、長期保有農地の評価・売却損(37,174千円)が大きく影響し、加えて退職引当金不足額の積み増し経費(2,860千円)や事務所移転費用(800千円)の増加により、これまで2年連続の黒字だった経常収支は、平成20年度は赤字となった。
効率性	経営計画に基づき、職員数の削減や人件費及び管理費を縮減し、効率的な運営に努めている。また、事務所を農業会議のある建物に移転し農業会議との連携を強化する中で、円滑な業務の推進と効率化に取り組んでいる。
総合的評価	農地保有合理化事業による長期保有農地の売却を進めているが、景気の低迷などによる地価の下落により、簿価に対する評価損や売却に伴う売却損が発生しており、平成20年度は、売却した農地の差損額が確定したため引当金により処理したことなどから経常収支は▲11,700千円の赤字となったが、経営計画に基づき、プロパー職員の給与カットを継続するとともに、業務量の拡大による収支の均衡を図っている。



対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・長期保有農地(0.5ha)については、平成21年度中に全て売却し最終的な損失額を確定させる。 ・経営改善については、公社のあり方や関係機関との連携・役割分担を踏まえ、平成21年度に新たに経営計画を策定し、なお一層の経営の合理化・効率化等に努めていくとともに、長期保有農地の売却損出処理について県と協議を行っていく。 ・事務所の移転により、認定農業者や農業生産法人を支援する農業会議と同一建物となったことから、担い手支援窓口として更に相互の連携強化を図り、農業者や新規就農希望者等の情報を共有する中で、多様な情報を活用しながら農地保有合理化事業並びに就農支援センター事業を積極的に進めていく。
-----	--

【法人担当部局の所見】：(法人所管部局による各評価の視点毎の分析、評価)

目的適合性	・公社は、関係法令に基づく農地保有合理化法人及び県就農支援センターとして、県内農地の集団化や担い手への農地流動化、新規就農者等の育成・確保を行うべく公共的・公益的な役割を担っており、実施している全ての事業は、設置目的に適合し、法人の事業として適切である。
計画性	・事業計画などに基づき、農地売買等事業、新規就農の育成・確保及び就学児童の農業啓発活動に対する助成等について、県農業施策推進に取り組み、前年事業実績に基づき次年度の計画策定を行うなど、計画的な事業実施を図っている。
組織運営の適正性	・経営計画に基づき、役員及びプロパー職員の削減を実施し、組織の合理化に取り組んでいる。
財務状況	・経常損益は平成18・19年度で2年連続の黒字であったが、平成20年度は売却した農地の差損額が確定し、引当金により処理したため赤字となっている。これは、長期保有農地の評価・売却損が大きく影響しているためであり、長期保有農地の早期売却を実施してきた結果である。今後も引き続き、運営経費の削減を図るとともに、長期保有農地の早期売却により財務状況の改善を図る。
効率性	・経営計画に基づき、人員の削減、手数料の見直しによる収入確保等に取り組むなど経営の合理化を図っている。また、年度ごとの事業計画を策定し、その達成に向けて事業の効率化に努めている。今後は、担い手対策や農地流動化に取り組む関係団体と連携を強化して事業を実施するなど、更に効率性を高めていく。
総合的評価	・経営計画に基づき概ね適正に運営されている。今後は、長期保有農地の早期売却と売却による差損の処理方針を確定するとともに、より効率的な組織運営の見直しや新公益法人制度への対応を含めた今後のあり方を早急に策定し、引き続き経営の改善に努める。

【総合評価】：(経営評価委員会、経営評価アドバイザーによる総合評価)

今後更なる改善、見直しを行うべき視点	
総合的所見	
※ ランク下の%は得点率の範囲	<p>・平成17年度決算において、農地保有合理化事業の長期保有農地に係る評価損(218百万円余)を計上し、その債務を抑制するため、県が単年度無利子貸付を実施している。</p> <p>・平成18年度から2期連続で単年度収支が黒字となっていたが、平成20年度は赤字となっている。2期連続の黒字は長期保有農地の処分に伴う一時的なものであるため、今後は中・長期的な収支改善に向けた一層の取り組みが必要である。</p> <p>・長期保有農地の売却完了と、完了時に見込まれる事業損失処理に要する経費について、早急に対応策を検討する必要がある。</p> <p>・農地保有合理化事業の拡大等により収入増加を図るとともに、県農業会議等関係する機関と連携を深め、新規就農相談や研修の実施等担い手に対する相談・支援を行う「就農支援センター」事業に力を入れていく必要がある。</p>



【総合所見等に対する今後の対応方針】

<p>・平成21年度に売れ残った長期保有農地は、早期に売り渡すとともに、売却に伴う損失処理については、当面は県からの短期貸付を継続することとし公益認定に向け処理方針を決める。</p> <p>・手数料の見直しや新規事業への取り組みなどにより収入を増加させるとともに、事務経費等の効率的な執行により収支の改善を図る。</p> <p>・農業生産法人や認定農業者等を定期的に巡回し、需要を把握するとともに、関係機関との連携を進め農地保有合理化事業の拡大を図る。さらに、同一会館内の農業会議と相互の持つ担い手対策の手法や情報の共有を進め就農への支援体制を強化していくとともに、就農後のフォローアップ活動を一層充実し、円滑な就農及び定着を支援するなど、法人機能の充実を図る。</p>
